

10月1日から

家庭用の使用済みパソコンの

リサイクルが始まります。



蒲郡市役所 産業環境部 環境課
 ☎ 66・1121
 社団法人 電子情報技術産業協会
 ☎ 03・5282・7685
<http://t.jeita.or.jp/perinfo/pcgreen/index.html>



平成15年10月1日以降に販売されたパソコンには、回収再資源化料金が含まれており、「PCリサイクルマーク」がついています。

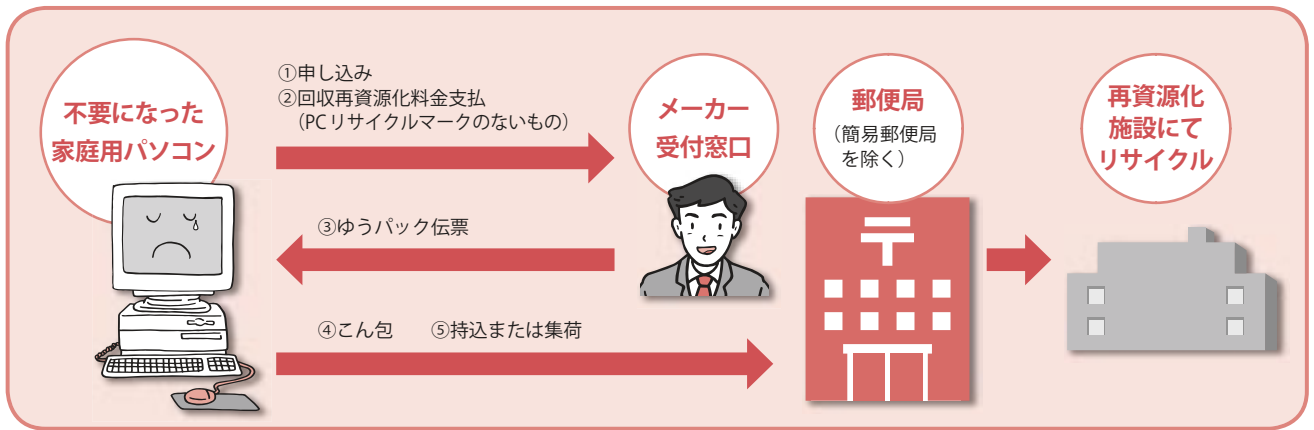
パソコンやディスプレイは、きちんとリサイクル処理すると、鉄、銅、アルミ、プラスチック、ガラスや希少金属を資源として再利用することができます。

このことから、資源有効利用促進法に基づき、平成15年10月1日から使用済み家庭用パソコンをリサイクルすることになりました。これに伴って、パソコンをゴミとして出すことができなくなります。

蒲郡市では、1カ月の周知期間を設け、**パソコンを市へ持ちこむことができなくなる日を、11月1日からとします。**11月からは、パソコンを処分するとき、パソコンメーカーに依頼して、リサイクルするようお願いいたします。

パソコンの処分方法

- ① パソコンメーカーなどに直接申し込み、メーカーから振込伝票が送付されます。
- ② 振込伝票によりリサイクル費用を支払います。(PCリサイクルマークがない場合)
- ③ 入金確認がされた後、メーカーから「ゆうパック伝票」が送られます。
- ④ 輸送途中で破損・飛散しないような簡易なこん包をして「ゆうパック伝票」をはり付けます。
- ⑤ 簡易郵便局を除く最寄りの郵便局に持参するか、または「ゆうパック伝票」に記載されている連絡先の郵便局に電話して集荷を依頼してください。



回収対象品と再資源化料金

回収対象品	料金
<ul style="list-style-type: none"> ・デスクトップパソコン本体 ・ノートパソコン ・液晶ディスプレイ ・液晶ディスプレイ一体型パソコン 	各3,000円 (税別)
<ul style="list-style-type: none"> ・CRTディスプレイ ・CRTディスプレイ一体型パソコン 	各4,000円 (税別)



※パソコンの製品出荷時に同梱されていたキーボード、マウス、コード、テンキー、スピーカーなどの付属装置は、パソコンと同時に回収する場合に限り回収します。

回収対象とならないもの

- ・プリンター、スキャナーなどの周辺機器
- ・マニュアル、CD-ROM媒体
- ・ワープロ専用機、PDA(機能限定型携帯パソコン)